

# 水道についての質問と回答(Q&A)

## ■水道料金について

**質問** 水道料金の支払い方法は？

**回答** 水道料金については、2か月ごとに検針を行いその使用水量に基づき料金を算出・請求します。送付する納入通知書(請求書)には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。納入期限までに納めていただけない場合、督促状を送付します。さらにお支払いが無い場合、あらかじめお知らせした上で、給水を停止することがあります。

### お支払い方法

#### 口座振替

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。口座振替日は、検針月の翌月の10日(休日の場合は翌営業日)です。

#### 納入通知書

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニ、水道料金センターの各窓口でお支払いできます。納入通知書の発送は、検針月の25日ごろ(休日の場合は直前営業日)です。

**質問** 水道料金のしくみはどうなっているの？

**回答** 水道料金は、使用水量に応じ基本料金と従量料金の合計で計算します。(下表参照)

このうち、基本料金は水道メーターの口径によって変わり、メーター口径が25mmまでは2か月分の使用水量16㎡まで基本料金のみとなり、これを超えた分は従量料金を加えて計算します。

メーター口径が40mm以上の場合、使用水量1㎡から従量料金が発生し基本料金に加えて計算します。

## 〈水道料金表〉

基本料金表(2か月分・消費税抜き)

メーター口径	基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	165,600円

従量料金表(2か月分・消費税抜き。一般用)

使用水量	従量料金(1㎡あたりの料金)		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
1㎡以上16㎡以下	0円		
16㎡を超え40㎡以下	155円	195円	255円
41㎡を超え200㎡以下	195円		
201㎡を超え600㎡以下	255円	255円	
601㎡を超え2,000㎡以下	315円	315円	315円
2,001㎡を超えるもの	355円	355円	355円

## ■手続きについて

**質問** 新たに水道を使用するときの手続きは？

**回答** 引っ越しなどにより新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡下さい。給水開始の申し込みをせずに水道を使用することはできません。

### お知らせいただく内容

- 水道を使用する住所(アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号)
- 使用者の氏名と連絡先(電話番号)
- 使用を開始する年月日

**質問** 水道の使用を止めるときの手続きは？

**回答** 引っ越しなどにより現在使用している水道を止めるときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの日程が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡下さい。

引っ越しの日に検針を行い、料金を算出し、引っ越し先へ納入通知書(請求書)を送付します。また、現地で料金を清算することもできます。

### お知らせいただく内容

- 水栓番号(お客さま番号)※「使用水量のお知らせ」に表示してあります。
- 使用していた住所と使用者氏名
- 引越日と引越先

